

民事訴訟通告書

以前、(株)MMSより商品を通信販売にて御購入なされた際の商品代金が平成19年9月25日現在、未だ確認されておりません。貴殿から商品発注を依頼したにも関わらず、一向に(株)MMSに対し連絡無き為、平成19年9月27日をもって、私ども笠井合同法律事務所が法廷代理人として(株)MMSの依頼により担当させていただくことになりました。今後は当事者間での解決が見込めない為、民事訴訟法に基づき訴訟手続きを行わせていただきます。

なお、以下の裁判執行予定日までに当方に連絡無き場合、指定簡易裁判所から口頭弁論通告書の送付後に出廷となり、当方の主張が全面的に受理され訴訟を開始させていただきます。その後、貴殿の給与の差し押さえ、不動産物、動産物等の財産の差し押さえを執行役員立会いの下、強制執行します。

以上をもちまして訴訟通告とさせていただきます。

訴訟内容の詳しい説明がある為、一度当方までご連絡下さい。

裁判執行予定日

平成19年10月16日

(株)MMS
代表 清水 健太
東京都渋谷区代々木2-29-1-11F
TEL 03-5330-6046

笠井合同法律事務所
代表弁護士 笠井 武雄
東京都新宿区新宿1-8-4-2F
TEL 03-3360-9877

